

## 浦安市規則第51号

浦安市がん患者ウィッグ及び胸部補整具購入費の助成に関する規則の一部を改正する規則

浦安市がん患者ウィッグ及び胸部補整具購入費の助成に関する規則（令和2年規則第31号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

浦安市がん患者ウィッグ及び胸部補整具購入費等の助成に関する規則

第1条中「及び」を「の購入及び借受け（以下「購入等」という。）に要する費用並びに」に改める。

第3条第1項第1号中「購入費用」を「購入等に要した費用」に改め、同項第2号中「購入費用」を「購入に要した費用」に改める。

第4条各号列記以外の部分中「は、ウィッグ」の次に「の購入等をした日」を加え、「浦安市がん患者ウィッグ及び胸部補整具購入費助成申請書」を「浦安市がん患者ウィッグ及び胸部補整具購入費等助成申請書」に改め、同条第2号中「及び」を「の購入等をした日付及び金額並びに」に改める。

第5条中「浦安市がん患者ウィッグ及び胸部補整具購入費助成決定通知書」を「浦安市がん患者ウィッグ及び胸部補整具購入費等助成決定通知書」に、「浦安市がん患者ウィッグ及び胸部補整具購入費助成却下決定通知書」を「浦安市がん患者ウィッグ及び胸部補整具購入費等助成却下決定通知書」に改める。

第8条中「胸部補整具購入費」を「胸部補整具購入費等」に改める。

別記第1号様式中「浦安市がん患者ウィッグ及び胸部補整具購入費助成申請書」を「浦安市がん患者ウィッグ及び胸部補整具購入費等助成申請書」に、

「住所 浦安市」を

「住所」に、

「電話番号（ ）」を

「電話番号」に、

「胸部補整具購入費の助成を」を「胸部補整具購入費等の助成を」に、「浦

安市がん患者ウィッグ及び胸部補整具購入費の助成に関する規則」を「浦安市がん患者ウィッグ及び胸部補整具購入費等の助成に関する規則」に、

「

ウィッグの購入	購入年月日	購入額（税込）	ウィッグ助成申請額
	年 月 日	円	3万円又は購入額（税込）のいずれか少ない方の額を記入してください。  円
胸部補整具の購入	購入年月日	購入額（税込）	胸部補整具助成申請額
	年 月 日	円	2万円又は購入額（税込）のいずれか少ない方の額を記入してください。  円

」

を

「

ウィッグ (購入・借受け)	購入年月日	購入等に要した費用（税込）  円	ウィッグ助成申請額  3万円又は購入等に要した費用（税込）のいずれか少ない方の額を記入してください。  円
	年 月 日		
	借受け期間		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
胸部補整具 (購入)	購入年月日	購入に要した費用（税込）	胸部補整具助成申請額
	年 月 日	円	2万円又は購入に要した費用（税込）のいずれか少ない方の額を記入してください。  円

」

に、

「

添付書類 (添付した書類に☑を付けてください。)	<input type="checkbox"/> ウィッグ及び胸部補整具を購入した日付及び金額の明細が分かる書類（領収書等） <input type="checkbox"/> がんの治療を受けていることを証明する書類の写し
-----------------------------	--

を

添 付 書 類	(1) 治療方針計画書、抗がん剤治療同意書の写しその他がんの治療を受けていることを証する書類 (2) ウィッグの購入等をした日付及び金額並びに胸部補整具を購入した日付及び金額を証する書類
---------	--

に改める。

別記第2号様式中「浦安市がん患者ウィッグ及び胸部補整具購入費助成決定通知書」を「浦安市がん患者ウィッグ及び胸部補整具購入費等助成決定通知書」に、「胸部補整具購入費の助成について、浦安市がん患者ウィッグ及び胸部補整具購入費の助成に関する規則」を「胸部補整具購入費等の助成について、浦安市がん患者ウィッグ及び胸部補整具購入費等の助成に関する規則」に、「ウィッグ購入費」を「ウィッグ購入等費用」に、「2 胸部補整具購入費」を「2 胸部補整具購入費用」に改める。

別記第3号様式中「浦安市がん患者ウィッグ及び胸部補整具購入費助成却下決定通知書」を「浦安市がん患者ウィッグ及び胸部補整具購入費等助成却下決定通知書」に、「胸部補整具購入費の助成については、浦安市がん患者ウィッグ及び胸部補整具購入費の助成に関する規則」を「胸部補整具購入費等の助成について、浦安市がん患者ウィッグ及び胸部補整具購入費等の助成に関する規則」に改める。

## 附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 改正後の浦安市がん患者ウィッグ及び胸部補整具購入費等の助成に関する規則の規定は、施行日以後にがん患者ウィッグ及び胸部補整具購入費等の申請をした者に係るがん患者ウィッグ及び胸部補整具購入費等の費用の助成に

ついて適用し、施行日前にがん患者ウィッグ及び胸部補整具購入費等の申請をした者に係るがん患者ウィッグ及び胸部補整具購入費等の費用の助成については、なお従前の例による。